

議案第39号

子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例

次のおり子育て王国とっとり条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例

子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>心身の発達の過程にある者</u>をいう。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>(子育て支援等推進計画)</u></p> <p>第11条 知事は、子育て支援等に関する施策が総合的かつ着実に推進されるよう、施策の内容、実施方法等を示す計画（以下「<u>子育て支援等推進計画</u>」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 知事は、<u>子育て支援等推進計画</u>を策定するときは、必要に応じて、<u>子育て王国とっとり会議及び鳥取県青少年問題協議会（鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第1条の規定により設置された鳥取県青少年問題協議会</u>をいう。）の意見を聴くものとする。</p> <p>別表（第10条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>施策の主な内容</td> </tr> </table>	区分	施策の主な内容	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>をいう。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>(子育て王国とっとり推進指針)</u></p> <p>第11条 知事は、子育て支援等に関する施策が総合的かつ着実に推進されるよう、施策の内容、実施方法等を示す<u>子育て王国とっとり推進指針</u>（以下「<u>推進指針</u>」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 知事は、<u>推進指針</u>を策定するときは、必要に応じて、<u>子育て王国とっとり会議の意見を聴くものとする</u>。</p> <p>別表（第10条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>施策の主な内容</td> </tr> </table>	区分	施策の主な内容
区分	施策の主な内容				
区分	施策の主な内容				

<p>希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策</p>	<p>1～3 略 4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療並びに出産後の保健指導、育児に関する相談その他の援助に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。 5 略</p>
<p>安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策</p>	<p>1～3 略 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。 5～9 略</p>
略	
<p>きずなを強め地域みんなで取り組む</p>	<p>1～6 略 7 子どもが犯罪や交通事故の被害者に</p>
<p>希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策</p>	<p>1～3 略 4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。 5 略</p>
<p>安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策</p>	<p>1～3 略 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は医療型児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。 5～9 略</p>
略	
<p>きずなを強め地域みんなで取り組む</p>	<p>1～6 略</p>

<p>子育てを支援する 施策</p>	<p>も加害者にもならないよう、<u>地域社会全体で子どもを見守り、子どもが健全に育つ環境を整えること。</u></p> <p>8. <u>多様性が尊重され、全ての子どもが孤立することなく社会に自らの居場所を得られるよう、必要な支援を行うこと。</u></p>	<p>子育てを支援する 施策</p>
<p>子どもの発達の程 度に応じて自立を 支援する施策</p>	<p>1 子どもの意見を聴く機会を十分に確保するとともに、子どもが権利の主体としてその意見が尊重される環境の整備を図ること。</p> <p>2 子どもの非行を防止し、また、非行からの立ち直りを支援すること。</p> <p>3 子どもが職業生活を順調に始められるようキャリア教育や雇用機会の確保を図ること。</p>	<p>特に支援が必要な 子ども・家庭の健 やかな生活を支援 する施策</p>
<p>特に支援が必要な 子ども・家庭の健 やかな生活を支援 する施策</p>	<p>1 略</p> <p>2 保護者がいない又は保護者に養育させることが適当でない<u>と認められる子どもの社会的養護並びに社会的自立の支援及び援助を行うこと。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 <u>不登校、中途退学、いじめ被害、ひきこもり又は大人と同様の家事、家族</u></p>	<p>1 略</p> <p>2 保護者がいない又は保護者に養育させることが適当でない<u>と認められる子どもの社会的自立の支援及び援助を行うこと。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 <u>不登校、ひきこもり等</u>の困難を抱える子どもに対して必要な支援を行うこと</p>

の介護等その他の困難を抱える子ども
に対して必要な支援を行うこと。

7 子どもの自死を防ぐために必要な支
援を行うこと。

と。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 知事は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の子育て王国とっとり条例第11条第1項の規定の例により、子育て支援等推進計画を定めることができる。この場合において、知事は、同条第2項の規定の例により、子育て王国とっとり会議及び鳥取県青少年問題協議会の意見を聴くことができる。

3 前項の規定により定められた子育て支援等推進計画は、施行日において、第11条第1項の規定により定められた子育て支援等推進計画とみなす。

議案第40号

鳥取県婦人保護施設に関する条例の一部を改正する条例

次のおおり鳥取県婦人保護施設に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県婦人保護施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県婦人保護施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

鳥取県女性自立支援施設に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の支援についての評価の結果等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。

鳥取県婦人保護施設に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 婦人保護施設は、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、利用者に対し、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 婦人保護施設は、利用者の処遇についての評価の結果等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。

(女性自立支援施設の設備及び運営の基準)

第3条 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、女性自立支援施設の目的を達成するために必要な事項について、支援の向上に配慮して規則で定める。

別表 (第3条関係)

項目	基準
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、<u>入所者の支援に支障がない場合</u>として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>入所者の自立支援 (法第12条第1項に規定する自立支援をいう。)</u>を行う職員</p> <p>(3) <u>栄養士又は調理員</u></p> <p>(4) <u>看護師又は心理療法担当職員</u></p> <p>(5) <u>事務員</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、<u>入所者の支援に支障がないと認められるときは</u>、この限り</p>

(婦人保護施設の設備及び運営の基準)

第3条 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準は、婦人保護施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

別表 (第3条関係)

項目	基準
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、<u>利用者の処遇に支障がない場合</u>として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>利用者を指導する職員</u></p> <p>(3) <u>調理員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、<u>利用者の処遇に支障がないと認められるときは</u>、この限り</p>

設備	<p>でない。</p> <p>1 入所者の日常生活のために使用しない附属の建築物を除き、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）とする。ただし、平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、この限りでない。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。ただし、<u>入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合</u>にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>3 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の居室の定員は、原則として<u>1人</u>とすること。ただし、<u>入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、一の居室の定員を2人以上とすることができる。</u></p> <p>(2) 収納設備等を除き、<u>入所者1人</u>当たりの床面積をおおむね<u>9.9平方メートル以上</u>とすること。</p> <p>(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、<u>入所者の支援に支障がないと認められる</u></p>
設備	<p>でない。</p> <p>1 利用者の日常生活のために使用しない附属の建築物を除き、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）とする。ただし、平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、この限りでない。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。ただし、<u>利用者</u>の<u>処遇に支障がない場合として規則で定める場合</u>にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>3 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の居室の定員は、原則として<u>4人以下</u>とすること。</p> <p>(2) 収納設備等を除き、<u>利用者1人</u>当たりの床面積をおおむね<u>4.95平方メートル以上</u>とすること。</p> <p>(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、<u>利用者の処遇に支障がないと認められる</u></p>

入所者の支援等	<p>ときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入所者の<u>個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえ</u>た上で、<u>施設における基本的な共同生活の考え方を示すこと。</u> 2 略 3 <u>入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成すること。</u> 4 <u>入所者の支援について自己点検を行い、その結果を入所者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</u> 5 <u>入所者の安全確保のため、設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の定期的な研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下この号において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるとともに、職員に周知すること。また、安全計画は、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u> 6 <u>非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画（以下この号において「非常</u>
利用者の処遇等	<p>ときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>利用者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項について記載した規程を設けること。</u> 2 略 3 <u>利用者ごとに自立促進計画を作成し、それに基づいて、利用者の就労及び生活に関する指導及び援助を行うこと。</u> 4 <u>利用者の処遇について自己点検を行い、その結果を利用者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</u> 5 <u>非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画</u>

	<p>災害計画」という。)を定めるとともに、当該非常災害計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>7 感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対して支援を継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下の号及び次号において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>8 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。</p> <p>9 略</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿並びに事故等への対応の項第2号及び第4号の記録の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
<p>事故等への対応</p>	<p>1 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報等を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。</p> <p>2 入所者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県及び市町村に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して</p>
<p>事故等への対応</p>	<p>1 職員及び職員であった者が、利用者又はその家族の個人情報を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。</p> <p>2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県及び市町村に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して</p>
<p>を実施できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p>	<p>6 略</p>

採った措置を記録すること。

- 3 入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、支援に関する苦情を受ける窓口の設置等の措置を講ずること。

4・5 略

採った措置を記録すること。

- 3 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、処遇に関する苦情を受ける窓口の設置等の措置を講ずること。

4・5 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第41号

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

次のおおり鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第

1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(登録の申請)</p> <p>第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第11条第2項の規定により置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号、その者が同項の知事が指定する研修を受けた年月日（<u>浄化槽管理士免状の交付を受けてから5年を経過しない者</u>）<u>にあつては、浄化槽管理士免状の交付の年月日</u>）及びその者が専任する営業区域に係る市町村名</p> <p>2 略</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、営業所に浄化槽管理士（過去5年間に知事が指定する研修を受けた者又は<u>浄化槽管理士免状の交付を受けてから5年を経過しない者</u>に限る。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該浄化槽管理士は、浄化槽</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第11条第2項の規定により置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号、その者が同項の知事が指定する研修を受けた年月日及びその者が専任する営業区域に係る市町村名</p> <p>2 略</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、営業所に浄化槽管理士（過去5年間に知事が指定する研修を受けた者に限る。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該浄化槽管理士は、浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由がある場合を除くほか、営業</p>
---	--

<p>の設置基数が少ない等相当の理由がある場合を除くほか、営業区域ごとに専任でなければならぬ。</p> <p>3・4 略</p> <p>(業務の実施)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽について<u>法第10条第1項の規定による清掃が行われていないときその他清掃が必要であると認められるときは、速やかに浄化槽管理者及びその者が浄化槽の清掃を委託している場合にあっては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならぬ。</u></p> <p>3 浄化槽保守点検業者は、<u>受託に係る浄化槽に関して、浄化槽管理者に対し、法第7条第1項又は第11条第1項の規定による指定検査機関の行う水質に関する検査（以下この条において「法定検査」という。）を受けることを勧奨するとともに、円滑な法定検査の実施に協力するよう努めなければならぬ。</u></p>	<p>区域ごとに専任でなければならぬ。</p> <p>3・4 略</p> <p>(業務の実施)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽について清掃が必要であると認められるときは、速やかに浄化槽管理者及びその者が浄化槽の清掃を委託している場合にあっては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならぬ。</p>
---	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第42号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

次のおおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(入居者の選考)

第7条 略

2・3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(10) 略

(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力(以下この号において「ドメスティックバイオレンス」という。)を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

ア・イ 略

ウ 当該暴力を理由に女性自立支援施設(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。)又は母子生活支援施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第38条に規定

(入居者の選考)

第7条 略

2・3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(10) 略

(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力(以下この号において「ドメスティックバイオレンス」という。)を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

ア・イ 略

ウ 当該暴力を理由に婦人保護施設(売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設をいう。)又は母子生活支援施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第38条に規定する母子生活支援施設をいう。)に入所し、又は入

する母子生活支援施設をいう。)に入所し、又は入所して
た者

エ 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他のドメスティックバイオレンスを受けた者の支援を行う機関又は配偶者暴力防止法第3条第6項に規定する活動を行う民間の団体からドメスティックバイオレンスの被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者
(12)～(14) 略

別表第1 (第2条の2関係)

名称	位置
略	
行徳団地	鳥取市行徳三丁目
略	

別表第2 (第26条関係)

名称	管理を行わせる者
倉田団地 高草団地 西品治団	鳥取市

所していた者

エ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターその他のドメスティックバイオレンスを受けた者の支援を行う機関又は配偶者暴力防止法第3条第6項に規定する活動を行う民間の団体からドメスティックバイオレンスの被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者
(12)～(14) 略

別表第1 (第2条の2関係)

名称	位置
略	
行徳団地	鳥取市行徳三丁目
宇倍野第2団地	鳥取市国府町麻生
略	

別表第2 (第26条関係)

名称	管理を行わせる者
倉田団地 高草団地 西品治団	鳥取市

地 湖南団地 美穂第1団地 円通寺団地 国安南団地 宝木団地	地 湖南団地 美穂第1団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地 宝木団地
略	略

地 湖南団地 美穂第1団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地 宝木団地	地 湖南団地 美穂第1団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地 宝木団地
略	略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第7条第4項第11号ウの規定の適用については、この条例の施行の日前に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）附則第4条の規定による改正前の売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所していた者は、法第12条第1項に規定する女性自立支援施設に入所していた者とみなす。

議案第43号

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和44年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(特別徴収金の徴収)

第5条 略

2 県は、機構関連事業の施行に係る地域内の土地につき法第91条の2第6項第1号（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する場合は含む。以下この条において同じ。）又は第2号に掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、法第113条の3第3項の規定による当該機構関連事業の工事を完了した旨の公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知らず指定したときは、その指定した年度の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地につきそれぞれ法第91条の2第6項第1号又は第2号のいずれかに定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。ただし、農地中間管理機構に対し農業経営基盤強化促進法第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する法第87条の3第1項第1号に規定する農業経営等の委託をした者が、当該委託の解除

(特別徴収金の徴収)

第5条 略

2 県は、機構関連事業の施行に係る地域内の土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、法第113条の3第3項の規定による当該機構関連事業の工事を完了した旨の公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知らず指定したときは、その指定した年度の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地につきそれぞれ当該各号のいずれかに定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

をした場合であって、引き続き当該委託の解除に係る土地に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第5項に規定する農地中間管理権を設定した場合において、当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、当該農業経営等の委託の期間と当該農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が15年以上である場合は、この限りでない。

3・4 略

3・4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部を改正する

条例

次のとおり土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部を改正する条例

土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例（昭和38年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手当の額) 第4条 略 2 参考人の手当の額は、1日につき<u>10,300円</u>とする。</p>	<p>(手当の額) 第4条 略 2 参考人の手当の額は、1日につき<u>10,200円</u>とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第45号

鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県漁港管理条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例

鳥取県漁港管理条例（昭和34年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管理する漁港の維持管理する漁港の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第16条 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）（以下「採取者等」という。）は、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管理する漁港の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第16条 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）（以下「採取者等」という。）は、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2～5 略</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管理する漁港の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第16条 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者（以下「採取者等」という。）は、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管理する漁港の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第16条 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）（以下「採取者等」という。）は、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2～5 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第46号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(116) 略

(117) 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 甲種危険物取扱者試験 1件につき7,200円

イ 乙種危険物取扱者試験 1件につき5,300円

ウ 丙種危険物取扱者試験 1件につき4,200円

(118) 消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 1件につき5,300円

(119)・(120) 略

(121) 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 甲種消防設備士試験 1件につき6,600円

イ 乙種消防設備士試験 1件につき4,400円

(122)～(135の4) 略

(136) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(116) 略

(117) 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 甲種危険物取扱者試験 1件につき6,600円

イ 乙種危険物取扱者試験 1件につき4,600円

ウ 丙種危険物取扱者試験 1件につき3,700円

(118) 消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 1件につき4,700円

(119)・(120) 略

(121) 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 甲種消防設備士試験 1件につき5,700円

イ 乙種消防設備士試験 1件につき3,800円

(122)～(135の4) 略

(136) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
<p>1 略</p> <p>2 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に規定する者であって、移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用するもの</p>	<p>略</p>
<p>(1) 処理容積が1,000立方メートル以上の設備</p> <p>(2) 処理容積が500立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備</p> <p>(3) 処理容積が100立方メートル以上500立方メートル未満の設備</p> <p>(4) 処理容積が50立方メートル以上100立方メートル未満の設備</p> <p>(5) 処理容積が10立方メートル以上50立方メートル未満の設備</p> <p>(6) 処理容積が25,000立方メートル以上10立方メートル未満</p>	<p>1件につき 91,000円</p> <p>1件につき 75,000円</p> <p>1件につき 60,000円</p> <p>1件につき 44,000円</p> <p>1件につき 27,000円</p> <p>1件につき 21,000円</p>

	<p>の設備</p> <p>(7) 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備</p> <p>(8) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備</p> <p>(9) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備</p> <p>(10) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備</p>		
			<p>1件につき 16,000円</p> <p>1件につき 13,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき 7,400円</p>
		<p>1件につき 91,000円</p> <p>1件につき 75,000円</p>	

(1) 移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第37条の4第1項の許可を受けた者以外の者の許可の申請に係るものア 処理容積が1,000立方メートル以上の設備
イ 処理容積が500立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備

ウ	処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	1件につき 60,000円
エ	処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	1件につき 44,000円
オ	処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	1件につき 27,000円
カ	処理容積が25,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	1件につき 21,000円
キ	処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき 16,000円
ク	処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき 13,000円
ケ	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき 11,000円
コ	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき 7,400円
(2)	液化石油ガス法第37条の4	1件につき 6,000円

<p>第1項の許可を受けた者の許可の申請に係るもの</p> <p>3 略</p>	<p>略</p>
<p>3 略</p>	<p>略</p>
<p>(137)～(139) 略</p> <p>(140) 高压ガス保安法第20条第1項の規定に基づく完成検査次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 液化石油ガスの製造のための施設であって、<u>液化石油ガス法</u>第37条の3第1項の規定に基づく完成検査を受け、<u>液化石油ガス法</u>第37条の基準に適合していると認められたもの 1件につき6,100円</p> <p>イ 略</p> <p>(141)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(137)～(139) 略</p> <p>(140) 高压ガス保安法第20条第1項の規定に基づく完成検査次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 液化石油ガスの製造のための施設であって、<u>液化石油ガス</u>の保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「<u>液化石油ガス法</u>」という。）第37条の3第1項の規定に基づく完成検査を受け、<u>液化石油ガス法</u>第37条の技術上の基準に適合していると認められたもの1件につき6,100円</p> <p>イ 略</p> <p>(141)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
<p>附 則</p>	
<p>この条例は、令和6年5月1日から施行する。ただし、第2条第1項第136号及び第140号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。</p>	